

大 監 第 13 号
平成 22 年 5 月 12 日

| | |
|---------|---------|
| 大阪市監査委員 | 多賀谷 俊 史 |
| 同 | 金 子 光 良 |
| 同 | 高 橋 敏 朗 |
| 同 | 高 瀬 桂 子 |

住民監査請求について（通知）

平成 22 年 3 月 30 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

監査委員は、市長に対し、各区役所職員が、地域振興会、地域女性会、民生委員会及び社会福祉協議会に係る研修旅行等の名の下に、市の補助金、交付金が使途されていることについて、不適法と認め、支出を取りやめるよう求めること。また、市職員から不適法な支出分を取り戻し、損害賠償を求めること。

大阪市では、平成 19 年度までは、地域振興会に対する補助金の使途について、個別の事業費の 3 分の 2 が投入され、20 年度からは補助金等が 2 分の 1 になったが、補助金を各区地域振興会に助成あるいは使い道を問わない交付金に早変わりさせ、その結果、使途がさらに複雑化し不正が益々水面下に潜り込み、益々不明朗かつ不正な会計処理が市職員の手によって行われた。

市は、上記団体に委託契約し、団体はその中から研修費をひねりだしている。予算 4 億円のうち、半分程度は飲み食いか観光旅行に使われていたのが判明した。

平成 21 年 7 月の新聞報道によれば、「旅行に参加できるのは団体から要請があった時、費用は団体と相談して一部自己負担する」等今後は改める旨の発表があった。しかし、温泉付観光コースそのものの研修に何の意義があるのか。女性会の研修は、区

長を筆頭に課長、係長、係員までもが参加している。パック旅行にもかかわらず、パック単価と参加人数と計算すると水増しされた金額が西区、大正区、東成区で計上されている。他の区も同様のことが行われていると考えるのが自然である。観光目的の研修をしなくても、市の既存の施設でできないわけがない。従って、職員が本来の仕事を遂行できたはずが、観光旅行に行った為に市は損失を蒙ったと認定できる出張旅費の日当相当分の損害が生じた。加えて、役職加給分を含んだ給与の報酬から日割り損失額を算出した額を返還すべきである。

例えば、鶴見区において 2 泊 3 日で北海道に行き観光とゴルフを楽しんでいた。中央区地域振興会の研修旅行に 1 人当たり一泊 64,000 円余もの料金の支払いがある。城東区は、5 年間で 86,923,753 円もの高額な研修旅行費を使っている。複数の区で研修会の下見と称し、ツアーリストと同伴で、本来の仕事をさぼり現地に見学に行っている。なんのためにツアーリストと契約しているのか。加えて、その費用も団体負担にさせている。蛻の殻になったその課は本来の業務を遂行できない状態になる為、市に損害を与えている。各自積み立てた金で旅行に行くのは自由である。しかし、この種の旅行に市の職員が関わる必要も義務もない。

市職員が観光研修旅行費用を負担しなかった平成 20 年度分の 7,174,027 円、16 年度から 19 年度分の 57,458,489 円、本来の業務を遂行できなかった市の損失額 5,727,728 円、加えて、出張者の年額報酬から日割り計算で出した損失額を調査し、返還するよう求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

本件請求は、詰まるところ、地域振興会、地域女性会、民生委員会及び社会福祉協議会（以下「地域振興会等」という。）に係る研修会等について、「各自積み立てた金で旅行に行くのは自由である。しかし、この種の旅行に市の職員が関わる必要も義務もない。」などとしていることから、研修会等に区役所職員が業務として同行するのはそもそも不必要であるとの前提に立ち、直接財務会計上の行為とは異なる出張命令などサービスのあり方について問題としていると解するのが自然で、本市職員等の当該行為等について個別的、具体的に主張するものではないのは明らかであって、不適法な

請求であると言わざるを得ない。

仮に本件請求を、研修会等に区役所職員が参加していることについて、「観光旅行に行った為に市は損失を蒙ったと認定できる出張旅費の日当相当分の損害が生じた」などとしていることから、出張旅費の日当相当分の支出を問題とするものと見たとしても、請求人において日当の支出に係る書類は一切添付しておらず、また、一部の区を抽出により確認した限りにおいても日当支出の事実は窺えないことから、本件請求は、日当支出を問題とする前提となる研修会等に参加した職員に係る日当支出の有無すら吟味されていないと解さざるを得ない。

また、仮に本件請求を、「蛻の殻になったその課は本来の業務を遂行できない状態になる為、市に損害を与え」たなどとしていることから、出張者の給与から算出した日割り人件費相当の返還についての本市職員等による財産（債権）の管理を怠る事実を問題としていると見たとしても、請求人は、区役所職員が研修会等に参加することを専ら業務外とし、職員の同行が違法であるとする理由を具体的に論ずることなく、日単位の人件費相当をことさら損害と見立てて返還を求めるものであって、職員の本来の業務と、出張命令、研修会等への職員の同行との関係について充分吟味していないと言わざるを得ず、もとより本来請求人において個別的、具体的に主張すべき当該行為等の違法不当性の摘示もないと言わざるを得ない。

さらに、仮に本件請求を、市の補助金等が、地域振興会等によって違法に本市職員の研修会等の参加費に充てられているにもかかわらず、本市職員等が地域振興会等に対し返還請求権を行使しないことについての本市職員等による財産（債権）の管理を怠る事実を問題としていると見たとしても、結局のところ請求人の主張は、地域振興会等の団体内部の会計を問題とするにとどまるものであって、個別の研修会等における補助金等の使途が明らかにされているものでもなく、当然のことながら、地域振興会等に係る違法性と本市職員等に係る違法不当性とは別個のもので、それらをもって補助金等の支出を行った本市職員等に固有の違法不当性について具体的な理由をもって摘示主張されているとは解されず、それを根拠付ける事実証明書の添付もない。

このほかにも、請求人は、個別の研修会等の総額と、参加費に参加人数を乗じた差額を水増し請求であるとして裏金が充てられたとか、本市職員による補助金等の制度改正を不明朗かつ不正な会計処理などと主張するが、推測や独自の思料をもって不正があるなどと主張しているものと言わざるを得ず、これについても住民監査請求の対象となし得る当該行為等について何ら摘示するものではない。

そうすると、いずれにしても、本件請求は法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。